

広島県告示第六百二十号

令和五年広島県告示第十九号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家きん、家きん卵、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物、家きん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入禁止措置は、令和五年四月十一日に解除した。

令和五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移動及び移出入を禁止する区域

三次市有原町、三次市三和町有原、三次市三和町敷名、三次市三和町下板木